

● 愛知県知事免許への免許換えの概要と流れ

(2022.6)

● 移転前行政庁への変更届

商号・代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士に変更がある場合は、愛知県への免許申請に先立って、現在免許を受けている行政庁（移転前行政庁）へ、業者名簿登載事項変更届出書を提出し、業者名簿の内容を最新の状態にしておいて下さい。

● 免許申請書の作成及び添付書類の取りまとめ

免許申請書に必要事項を記入し、添付書類を取りそろえてください。必要な添付書類は、新規免許申請の場合と同じです。

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産

業室不動産業グループにおける申請等の窓口

○ 申請窓口 愛知県自治センター3階 北奥

○ 受付時間 9:00～11:30、13:00～16:30（平日のみ）

※詳細は当課のWebページをご覧ください。

[\(https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/\)](https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/)

● 愛知県への免許申請

免許申請書及び添付書類を、建設業・不動産業室窓口まで提出ください。提出の際は、正本一式に加え、副本（正本のコピーで可）を作製し、正副2部お持ちください。

申請には、手数料（愛知県収入証紙 33,000円）が必要です。

● 再提出

提出書類に不備・不足がある場合、再提出をしていただきます。

● 受理

提出書類に不備・不足が無ければ、窓口にて正本を受理し、副本に受領印を押して返却します。副本は、業者において、申請をしたことの証明として保管をしていただきます。

〔宅地建物取引業保証協会へ加入する場合〕

● 宅地建物取引業保証協会への加入準備手続

宅地建物取引業保証協会加入をお考えの場合は、県での審査中、並行して加入の準備手続を進めておいて下さい。

- ・(社) 愛知県宅地建物取引業協会
- ・(社) 全日本不動産協会愛知県本部

● 免許換え審査

提出書類をもとに免許換えの審査を行います。審査事項は、宅建業法第5条に定める欠格事由（宅地建物取引業法違反歴、犯罪歴、破産、制限能力、暴力団員該当等）の有無、常勤義務を課された者（代表者、制限使用人、専任の宅地建物取引士）の常勤性確保の有無、事務所の状況などです。

● 免許の通知

免許換え審査を通過した業者に対して、その旨ハガキにより通知します。このハガキに、新しい愛知県知事免許番号が記載されています。

● 宅地建物取引業保証協会への加入

加入した宅地建物取引業保証協会から、「社員加入報告及び弁済業務保証金供託届出書」が交付されます。

● 営業保証金の供託

主たる事務所を所管する法務局にて、営業保証金を供託して下さい。供託後、「供託書」が交付されます。

● 愛知県知事免許の受取り

以下の書類等を窓口にお持ちください。窓口で必要な手続きが済み次第、愛知県知事免許証を交付します。

- ①免許の通知（ハガキ）、②免許申請書の副本、
- ③i) 宅地建物取引業保証協会加入の場合は「社員加入報告及び弁済業務保証金供託届出書」、又は、ii) 法務局へ供託した場合は「供託書」の写し。
なお、愛知県知事の免許をうけたときは、移転前の免許は失効となりますので、移転前行政庁に従前の免許証を返納してください。